

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																
<p style="text-align: center;">(別表) 汎用申請対象手続一覧</p> <p>【通関・収納・評価・関税鑑査官・通関業監督官・訟務関係】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">手続名称</td><td>根拠法令等</td></tr> <tr> <td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr> <tr> <td>条約の規定による特定用途免税申請（定率令第25条の2第1、 3、<u>5～7</u>号）</td><td>(省略)</td></tr> <tr> <td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr> </table>	手続名称	根拠法令等	(省略)	(省略)	条約の規定による特定用途免税申請（定率令第25条の2第1、 3、 <u>5～7</u> 号）	(省略)	(省略)	(省略)	<p style="text-align: center;">(別表) 汎用申請対象手続一覧</p> <p>【通関・収納・評価・関税鑑査官・通関業監督官・訟務関係】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">手続名称</td><td>根拠法令等</td></tr> <tr> <td>(同左)</td><td>(同左)</td></tr> <tr> <td>条約の規定による特定用途免税申請（定率令第25条の2第1、 3、<u>5、6</u>号）</td><td>(同左)</td></tr> <tr> <td>(同左)</td><td>(同左)</td></tr> </table>	手続名称	根拠法令等	(同左)	(同左)	条約の規定による特定用途免税申請（定率令第25条の2第1、 3、 <u>5、6</u> 号）	(同左)	(同左)	(同左)
手続名称	根拠法令等																
(省略)	(省略)																
条約の規定による特定用途免税申請（定率令第25条の2第1、 3、 <u>5～7</u> 号）	(省略)																
(省略)	(省略)																
手続名称	根拠法令等																
(同左)	(同左)																
条約の規定による特定用途免税申請（定率令第25条の2第1、 3、 <u>5、6</u> 号）	(同左)																
(同左)	(同左)																